

「院外処方」と「一般名処方」について

当院では、患者さんへのより質の高い医療提供のため、「院外処方」を推進しております。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、「一般名処方」などを実施しています。

1. 「院外処方」のお願い

当院で発行する処方箋をお近くの「保険薬局」へお持ちいただき、お薬をお受け取りいただく方法です。※処方箋の有効期限は発行日を含めて4日です。

- ・ **丁寧な説明**: 飲み合わせや副作用について詳しく説明を受けられます。
- ・ 「**お薬手帳**」の一元管理: 他の病院のお薬と一緒に管理することで、重複投与や相互作用を防ぎ、安全性が高まります。
- ・ 待ち時間の有効活用: ご自宅の近くや、お買い物ついでに薬局へ立ち寄ることができます。
- ・ **お薬を選べる**: 家計に優しい「ジェネリック医薬品」へ、薬剤師と相談して変更することができます。

2. 「一般名処方」とは？

処方箋に特定の「商品名」ではなく、お薬の有効成分である「一般名（成分名）」を記載することです。

- ・ **品切れ時も安心**: 特定の商品名に限定しないため、医薬品の供給が不足している場合でも、同成分の薬を提供しやすくなります。

※令和6年10月より、

医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で先発医薬品を処方した場合は、一部が選定療養として患者さんの自己負担となります。

◎ 処方箋についてご不明な点がございましたら、医師またはスタッフまでお気軽に尋ねください。